

多教派に依り、若し同教の場合に
議長之れを決す

第十六條 常任委員長は必要に應じ
隨時臨時大會を召集す

第十七條 大會議長は其都度出席
代議員の互選に依り

第十八條 本規約を改正は大會の
決議を要す

第十九條 本會の支部設立其他
規定より事項を訂しんとする時
は常任委員会之れを定め常

任委員長の承認を経更に
大會の決議を経べしとす

第二十條 本會の大會は本會
の最高決定機關とす

第二十一條 本會支部に幹事
一名を置く

支部幹事は支部會員中
より選挙す

第二十二條 支部幹事は支部
の會務を處理し、支部會

會員中より會費を徴收し
本部會計に納入する義務
を行ふ

第二十三條 支部幹事の任期は
一ヶ年とす。但し再選を妨
げず

附則

本會の創立の當初は發起人
に於て役員を選定す

以上

自由労働者同盟會

假本部

東京府下吾孺講地